

# GX-ETSについて

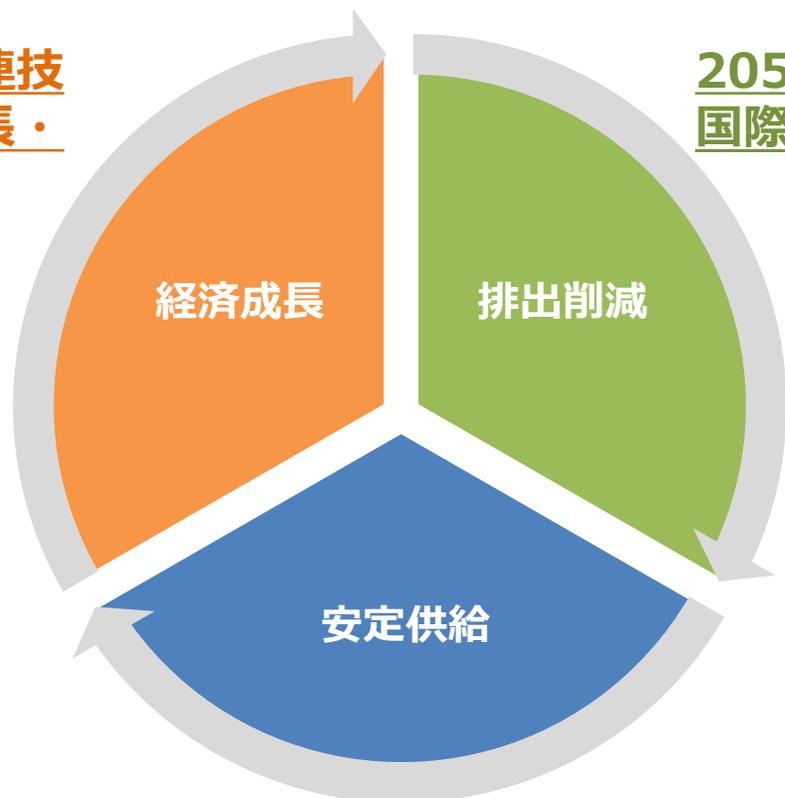
令和8年3月19日

経済産業省 GXグループ環境経済室

# 日本が進める「GX」の位置付けの再認識

- 日本のGXは「エネルギー安定供給」・「経済成長」・「脱炭素」の同時実現を目指す取組。
- 脱炭素を巡る世界の動きが変化する中、自国産業競争力・安全保障の強化は大前提。エネルギー自給率が低い我が国は、これまで以上にエネルギー安全保障・国内投資喚起を重視しつつ、GX深化の必要。

日本が強みを有する関連技術等を活用し、経済成長・産業競争力強化を実現

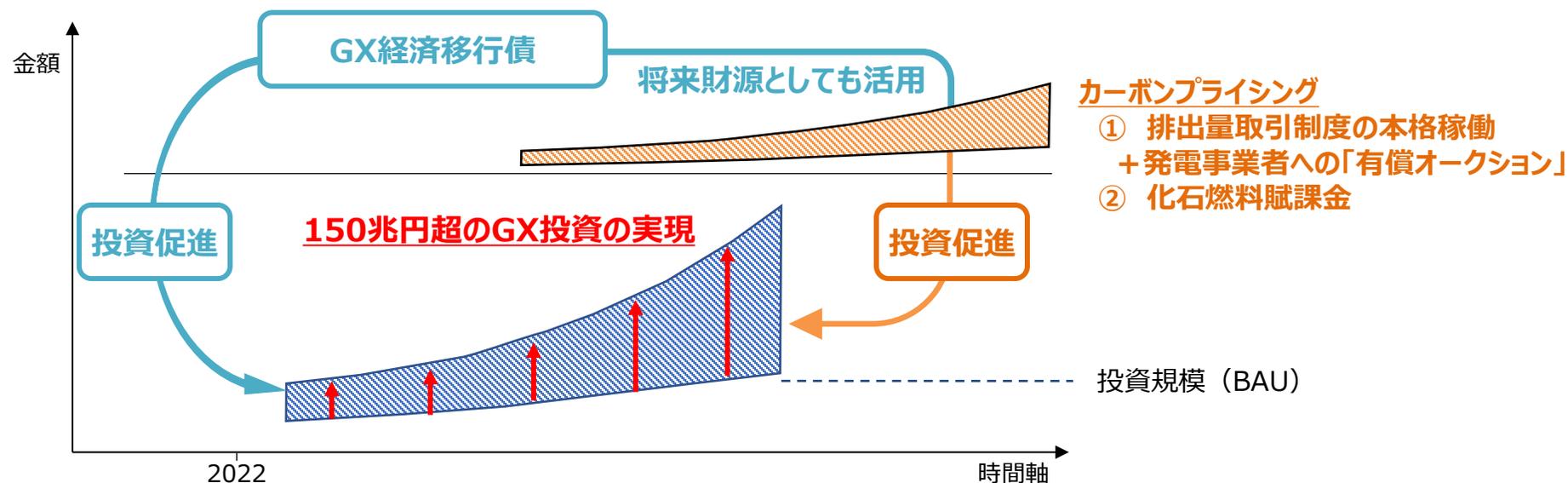


2050年カーボンニュートラル等の国際公約

- ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、世界各国でエネルギー価格を中心にインフレが発生
- 化石燃料への過度な依存から脱却し、危機にも強いエネルギー需給構造を構築

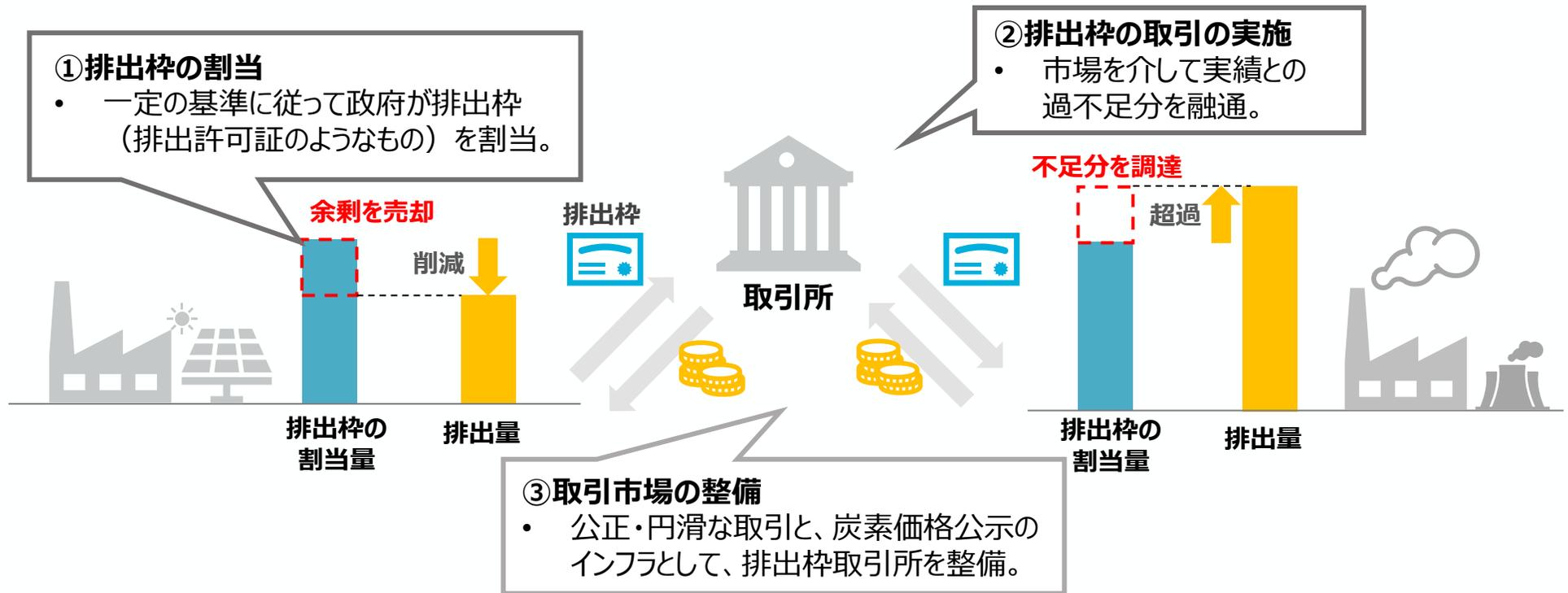
# 成長志向型カーボンプライシング構想

- 今後10年間で150兆円超の官民GX投資を実現。
  - ① 20兆円規模の大胆な先行投資支援
  - ② **カーボンプライシング（排出量取引・化石燃料賦課金）の導入**
    - 企業がGXに取り組む期間を設けた上で導入し、徐々に引き上げていく方針をあらかじめ明示  
⇒ 早期に取り組むほど将来の負担が軽くなる仕組みとすることで、意欲ある企業のGX投資を引き出す
  - ③ **新たな金融手法の活用**
    - 「GX経済移行債」の発行を含めたトランジション・ファイナンスの推進



# 排出量取引制度とは

- 排出量取引制度は、社会全体で費用効率的に排出削減を行うための仕組み。
  - 政府は、一定の基準のもと、排出枠（※排出許可証のようなもの）を企業に割当。
  - 企業に対して、自社の排出量を算定し、排出量と同じ量の排出枠を、毎年、期限までに準備することを義務づけ。
  - 排出枠の過不足が生じた場合には、市場取引を通じて融通しあうことが可能。

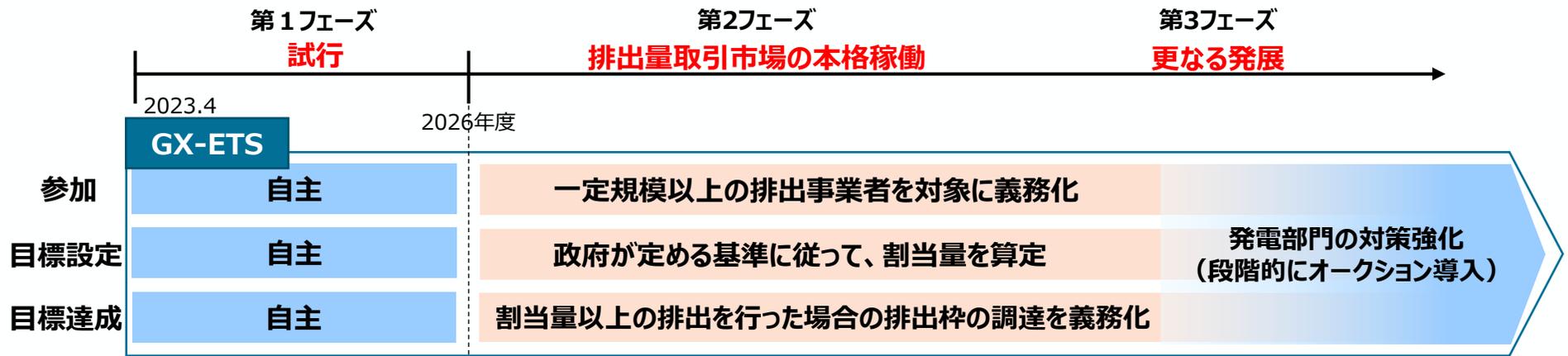


➡ 特に排出量の多い企業を対象に、効果的かつ費用効率的な排出削減取組を促進

# 我が国における排出量取引制度の段階的な発展

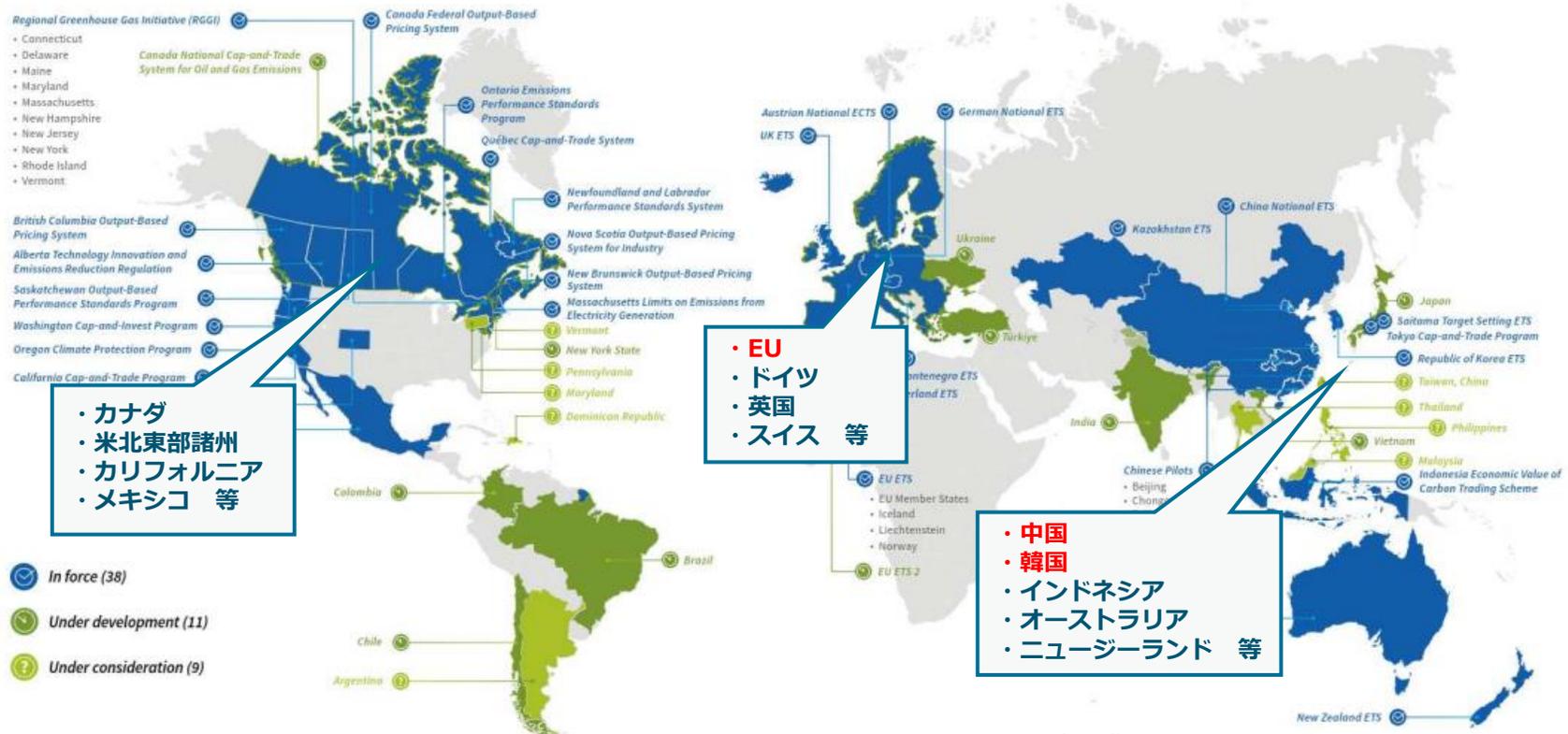
- GX推進の観点からGX推進戦略に基づき**20兆円規模先行投資支援を行うと同時に**、GX投資の促進が特に重要な**多排出企業を対象に排出量取引制度を段階的に導入**することとしている。
  - 具体的には、
    - 2023年度より、自主参加型の枠組みであるGXリーグにおいて、排出量取引制度を試行的に開始。
    - **2026年度からは、より実効可能性を高めるため、排出量取引を法定化（全量無償で排出枠を交付）。**
    - 2033年度からは、カーボンニュートラルの実現に向けた鍵となる発電部門の脱炭素化の移行加速に向け、発電部門について段階的にオークション※を導入。
- ※ 企業に割り当てられる排出枠を無償で交付せず、企業が必要とする分を政府が売り渡す方法。

## <GX-ETSの段階的発展のイメージ>



# 【参考】各国のETS導入状況

- 38の国・地域で排出量取引制度が導入済、11の国・地域で導入検討中（2025年時点）。GDPベースでは、世界全体の58%をカバー。
- 東アジアでも、韓国（2015～）・中国（2021～）で既に導入。韓国は有償比率の引き上げ、中国でも対象セクターの追加など、両国とも制度を強化する方針。
- ASEANでは、インドネシア（2023～）で導入されているほか、ベトナムでは試行運用が開始（2025～）、タイ、マレーシア、フィリピンでも政府レベルで導入を予定・検討。



# 改正GX推進法に基づく排出量取引制度の全体像

- 本年5月に、2026年度から一定規模以上のCO2の排出を行う事業者を対象に排出量取引制度への参加を義務化することを定めた改正GX推進法が成立。年間CO2直接排出量が10万トン以上の事業者が対象。対象事業者数は300~400社程度、カバー率は日本の温室効果ガス排出量の60%近くとなる見込み。

## ① 制度対象者

- CO2の直接排出量が前年度までの3カ年度平均で10万トン以上の事業者が対象。
- 義務対象者である親会社等が、密接な関係にある子会社（義務対象者のみ）も含めて一体で義務を履行することも可能。

## ② 移行計画の策定

- 対象企業は2050年カーボンニュートラルの実現に向けた排出削減目標や、その他関連事項を含む計画を策定・提出。  
→2030年度の直接・間接排出削減目標等の中長期的な排出量の見通しを国が集計・公表。

## ③ 排出枠の保有義務

- ① 排出枠の割当ての申請
  - 政府指針に基づいて算出した排出枠の量を企業が割当申請。
  - 申請に当たっては、第三者機関（登録確認機関）が割当量を認証。
- ② 排出量の算定・報告
  - 企業は自らの排出量について、登録確認機関による検証を受けた上で、毎年度国に報告。
- ③ 排出枠の保有
  - 検証を受けた毎年度の排出実績と同量の排出枠を翌年度の1月31日に保有することを義務づけ。
- ④ 不履行時の扱い
  - 保有義務の未履行分×上限価格の1.1倍の支払いを求める。

## ④ 価格安定化措置

- 政府は、排出枠の上下限価格を設定。
- （排出枠価格の高騰等により義務履行に支障が生じる状況として大臣が告示した場合）排出枠が不足する事業者については、**上限価格×不足分の支払いによって、義務を履行したものとみなす。**
- 一定期間以上、市場価格が下限を下回って低迷する場合には、GX推進機構を通じてリバースオークションを行い、排出枠の流通量を調整するとともに、**割当基準の強化**を検討。

## ⑤ 排出枠取引市場

- 排出枠取引市場の公正かつ安定的な運営を担保するため、GX推進機構が市場を設置・運営することとする。
- 制度対象者に加え、①カーボンクレジットについて一定の取引経験を有する取引業者や、②制度対象者からの依頼に基づいて取引を行う取引業者の市場参加を認める。

# (参考) 排出枠の割当ての実施指針

## <実施指針の策定>

- 経済産業大臣は、以下を内容とする排出枠の割当ての実施に関する指針を定める。【GX推進法第32条第1項】

## 実施指針の概要

### 業種別の基準

主務省令で指定する事業活動 ※エネルギー多消費分野等を想定	業種別ベンチマークによる割当て（基準生産量 × 目指すべき排出原単位の水準）【第32条第2項第1号・第3号・第3項】
その他の事業活動	グランドファザリング（年率削減方式）による割当て（基準排出量 × (1 - 目指すべき削減率)）【第32条第2項第3号・第3項】

以下の事項を事業者ごとに個別に勘案

+

### その他の勘案事項

① 早期の削減努力	制度開始以前に基準となる削減率を超えて行った排出削減量を勘案して、割当量を加算。【第32条第2項第3号】
② 製造拠点の国外移転のリスク	国外移転の可能性がある財（貿易材）の製造業に属する事業者について、収益に占める排出枠調達コストの割合を考慮して割当量を加算。【第32条第2項第5号イ】
③ 研究開発投資の状況	前年度に実施したGX関連の研究開発のため投資額に応じて、割当量を加算。【第32条第2項第5号ロ】
④ 活動量の変動等	事業所の新設・廃止、生産量等の大幅な増減が生じた場合には、割当量を調整。【第32条第2項】



# (参考) ベンチマーク対象業種

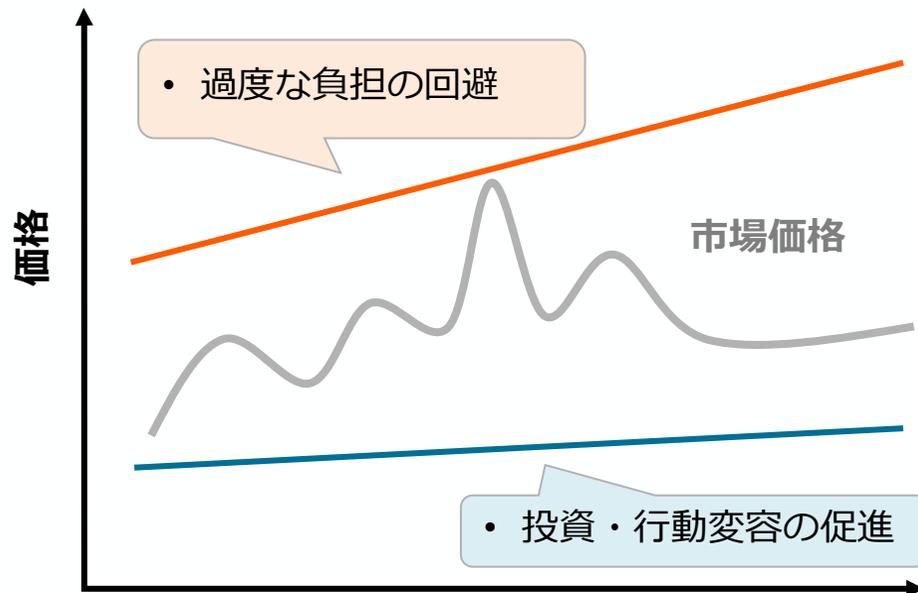
- 鉄、化学、電力などのエネルギー多消費の業種ごとに共通のベンチマークを設定（20業種）し、業種内で製品生産量あたりの排出原単位を比較。
- 制度対象事業者の排出の90%をカバー

ベンチマーク対象業種	
洋紙	石灰
板紙	高炉
ソーダ	電炉普通鋼
カーボンブラック	電炉特殊鋼
有機化学工業品	アルミニウム
石油精製	自動車
ゴム製品	発電（ガス、石炭、石油等）
板ガラス	貨物自動車運送
ガラスびん	内航海運
セメント	航空運送

# 価格安定化措置（上下限価格の設定）

- 取引所における取引価格の過度な高騰又は下落は避けるため、「上限・下限価格」を設定し、価格「帯」をあらかじめ示すことで、取引価格の予見可能性を高め、脱炭素投資を促進。

## 上下限価格のイメージ



### 価格高騰対策（上限価格）

- 価格が高騰し、上限を超過した場合には、**上限価格を支払うことで、不足分の排出枠を調達できたものとする**

### 価格下落対策（下限価格）

- 価格が下落し、一定期間以上にわたり、下限を下回る場合には、**逆入札（リバースオークション）を行い、国（GX推進機構）が排出枠を買い支える**

# 上下限価格の具体的水準

- 2026年度の上限価格は、燃料転換コストの水準を踏まえ、4,300円/トンとする。
- 下限価格は、足下の省エネの対策費用と整合するよう、価格高騰前の省エネJ-クレジットの価格を参照し、1,700円/トンとする。
- 2027年度以降の上下限価格は、前年度の価格に価格上昇率（3%+物価上昇率）を乗じて決定する。

## 各年度の上下限価格の見通し

